



新富町告示第6号

簡易公募型プロポーザル方式に係る公告

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（基金）教育環境整備事業（各小中学校LED照明設備リース）事業者を以下のとおり募集するので公告する。

令和8年1月9日

新富町長 小嶋 崇嗣



1 目的

本事業は、学校施設の照明設備をLED照明器具へ更新し、消費電力の排出削減を図るとともに、児童生徒の学習環境の改善を図ることを目的として実施するものである。事業方式については、事業期間の短縮を図る観点から、リース方式によるものとし、現地調査の実施や計画、施工、維持管理等に関し、ノウハウを有する事業者から提案を受け、本プロポーザルで選定した優先交渉権者との間で契約締結のうえ、本事業を実施する。

本公告は、ノウハウを有する民間事業者を簡易公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 事業名 | 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（基金）
教育環境整備事業（各小中学校LED照明設備リース） |
| (2) 事業内容 | 別紙「特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（基金）
教育環境整備事業（各小中学校LED照明設備リース）に係る仕様書」による。 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日からリース期間が満了日の令和13年8月31日まで |
| (4) 事業費 | 146,000,000円以内（消費税及び地方消費税込）
なお、この金額は提案上限額を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。 |

3 委託者選定方法

簡易公募型プロポーザル方式

4 プロポーザル参加資格の要件

プロポーザルの参加資格は、参加申込書の提出期限において以下の要件をすべて満たすものとし、プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

なお、本事業は、維持管理会社及び施工会社と連合体となり、複数者で実施することが可能である。
複数者で実施する場合は、代表者と構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。また、統括役割を担う代表者が新富町との連絡窓口となり、諸手続きを行うものとする。

ただし、複数者で実施する場合、次に掲げる(1)から(9)については全ての構成員が要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き（更生手続開始の申立て以後の手続をいう。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行もしくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受けた者でないこと。又は第三者の

債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

- (5) 民事保全法（平成元年法律第91号）の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- (6) 新富町発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱（平成12年新富町告示第3号）第2条に該当するものでないこと。
- (7) 納税義務に対し、完納していること。
- (8) 公告の日から提案書提出期限日までの間において、新富町より入札参加資格要綱第14条の規定による指名停止を受けていないこと、及び国の機関又は事業者の本店、支店及び営業所等の所在地における都道府県知事からの入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- (9) 公告の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- (10) 日本国内に本社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (11) 提案書に基づくLED化推進事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (12) 本業務の確実な構築・運用が行えるよう過去5年以内（令和2年4月1日以降）に国または地方公共団体からリース事業を受託し、公共施設においてLED照明設備へ更新完了の実績があること。
- (13) 材料調達の納期限等を遵守し、新富町が指定した工期（令和8年8月31日）に工事終了することが可能であること。
- (14) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は、人的関係がないこと。

5 プロポーザルの参加条件

プロポーザルへの参加を希望する者は、「特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（基金）教育環境整備事業（各小中学校LED照明設備リース）簡易公募型プロポーザル資料作成要領」を参照し、参加申込書を期日までに提出すること。

新富町は、提出された参加申込書を審査し、審査結果通知書を送付する。参加資格に適合すると認めるときは、提案書提出要請書を送付する。

要請書を受けた者は、「特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（基金）教育環境整備事業（各小中学校LED照明設備リース）簡易公募型プロポーザル資料作成要領」を参照し、提案書を期日までに提出すること。

6 参加申込書及び提案書の不受理等

次のいずれかに該当する場合、新富町は参加申込書及び提案書を受理しない。

また、新富町は、次のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、応募を取り消すことがある。

- (1) 本公告に指定する提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 審査結果に影響を与える工作を行う等、プロポーザルの公正な執行を妨げたとき。

7 選定にあたっての評価方法及び評価項目

プロポーザルを選定するための評価項目は、次に掲げるものとし、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（基金）教育環境整備事業（各小中学校LED照明設備リース）簡易公募型プロポーザル選定委員会設置規程（令和7年11月26日）第1条に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（基金）教育環境整備事業（各小中学校LED照明設備リース）簡易公募型プロポーザル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が評価する。なお、審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

(1) 資格審査

本公告の「4 プロポーザル参加資格の要件」に記載するすべての要件に適しているかどうかを書類審査し、適している者には資格審査通過者として提案書の提出を要請する。

- 債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 民事保全法（平成元年法律第91号）の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- (6) 新富町発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱（平成12年新富町告示第3号）第2条に該当するものでないこと。
- (7) 納税義務に対し、完納していること。
- (8) 公告の日から提案書提出期限日までの間において、新富町より入札参加資格要綱第14条の規定による指名停止を受けていないこと、及び国の機関又は事業者の本店、支店及び営業所等の所在地における都道府県知事からの入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- (9) 公告の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- (10) 日本国内に本社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (11) 提案書に基づくLED化推進事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (12) 本業務の確実な構築・運用が行えるよう過去5年以内（令和2年4月1日以降）に国または地方公共団体からリース事業を受託し、公共施設においてLED照明設備へ更新完了の実績があること。
- (13) 材料調達の納期限等を遵守し、新富町が指定した工期（令和8年8月31日）に工事終了が可能であること。
- (14) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は、人的関係がないこと。

5 プロポーザルの参加条件

プロポーザルへの参加を希望する者は、「特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（基金）教育環境整備事業（各小中学校LED照明設備リース）簡易公募型プロポーザル資料作成要領」を参照し、参加申込書を期日までに提出すること。

新富町は、提出された参加申込書を審査し、審査結果通知書を送付する。参加資格に適合すると認めるときは、提案書提出要請書を送付する。

要請書を受けた者は、「特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（基金）教育環境整備事業（各小中学校LED照明設備リース）簡易公募型プロポーザル資料作成要領」を参照し、提案書を期日までに提出すること。

6 参加申込書及び提案書の不受理等

次のいずれかに該当する場合、新富町は参加申込書及び提案書を受理しない。

また、新富町は、次のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、応募を取り消すことがある。

- (1) 本公告に指定する提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 審査結果に影響を与える工作を行う等、プロポーザルの公正な執行を妨げたとき。

7 選定にあたっての評価方法及び評価項目

プロポーザルを選定するための評価項目は、次に掲げるものとし、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（基金）教育環境整備事業（各小中学校LED照明設備リース）簡易公募型プロポーザル選定委員会設置規程（令和7年11月26日）第1条に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（基金）教育環境整備事業（各小中学校LED照明設備リース）簡易公募型プロポーザル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が評価する。なお、審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

(1) 資格審査

本公告の「4 プロポーザル参加資格の要件」に記載するすべての要件に適しているかどうかを書類審査し、適している者には資格審査通過者として提案書の提出を要請する。

(2) 提案内容の評価

選定方法及び提案内容の評価項目

提案書及びプレゼンテーションにより、別添「審査要領」に沿って審査する。各委員が評価項目について評価を行い、その総合点数の合計により、事業者を選定する。

8 契約の締結

- (1) 新富町は、審査の結果、最も評価が高いものを最優秀者とし、その者を優先交渉権者として契約締結交渉を行うものとする。
- (2) 最優秀者が選定後において参加の資格要件を満たさなくなったと認められた場合、又は新富町と契約締結交渉が不調となった場合は、次点である優秀者を優先交渉権者として契約締結交渉できるものとする。
- (3) 新富町は、優先交渉権者と提案内容及び新富町の意向について協議調整を行い、双方の合意が得られた場合において、契約を締結する。

9 手続き等

(1) 担当部署：新富町教育委員会 教育総務課

住所：〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田 7491 番地

電話：0983-33-6079 FAX：0983-33-1123

(2) 本公告及び関係書類の交付

ア 交付期間

令和8年1月9日（金）から令和8年1月27日（火）まで

（土・日・祝日を除く 9時から17時まで）

イ 交付資料

①本公告の写し

②資料作成要領

③仕様書

④図面（富田小学校、新田小学校、富田中学校、新田中学校、上新田中学校）

⑤電気料金表

ウ 交付場所及び交付方法

新富町教育委員会教育総務課において直接交付するほか、新富町役場ホームページ上において掲載するものとする。ただし、上記イ④の閲覧に際してはパスワードが必要であるため、ダウンロードによる閲覧を希望する者は、下記必要事項を記入したFAXを、下記提出先に送付すること。確認後、FAXによりパスワードを送付する。

なお、関係書類を直接交付希望する場合は、事前に上記担当部署まで電話連絡すること。

必要事項 商号又は名称

本店、支店名

代表者氏名

担当者氏名

電話番号、FAX番号

提出先 新富町教育委員会 教育総務課

FAX番号：0983-33-1123

ホームページアドレス <https://www.town.shintomi.lg.jp>

※担当部署で直接交付するのは紙媒体となる。

(3) 現地説明会

必要に応じて開催する。ただし、以下の日程とする。

ア 日 時：令和8年1月14日（水）及び令和8年1月15日（木）

イ 申し込み：現地説明会の参加を希望する者は、令和8年1月13日（火）15時までに法人名又は代表者名、参加者名及び参加人数を新富町教育委員会教育総務課に直接又はFAXにて連絡すること。

ウ 内 容：見学時間については、教育総務課と別途協議する。

(4) 質問の受付期間、提出方法及びその回答方法

ア 受付の方法

本公告に関する質問のみ受け付け、様式2「質問書」を使用し、1枚の質問に複数項目を記載してかまわないが、1枚で不足する場合は様式2を複製し記入すること。

なお、質問書を送信する事業者は、事前に電話連絡してからFAX送信すること。

イ 送付先

新富町教育委員会 教育総務課

電話：0983-33-6079

FAX：0983-33-1123

ウ 受付日と回答方法と期間

① 受付期間

令和8年1月19日(月)9時から令和8年1月20日(火)17時まで

② 回答期日

令和8年1月23日(金)17時まで

③ 受付方法

様式2「質問書」に質問事項を記載し、担当部署宛てにFAXで提出するものとする。

また、送信時のFAX送信表には、「プロポーザル質問書（事業者名）」とし、FAXを送信した後に、担当部署まで送信・受付確認の電話をすること。

なお、質問は、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受付けるものとする。

エ 回答方法

回答は、全て集約したものをFAXで回答する。

(5) 参加申込書の提出期限等について

ア 提出場所：新富町教育委員会 教育総務課

イ 提出期限：令和8年1月27日(火)17時まで

ウ 提出書類

- ・ 様式1-1 「参加申込書」
- ・ 様式1-2 「資本関係・人的関係調書」
- ・ 様式1-3 「契約に関する委任状」 ※必要に応じて提出
- ・ 様式1-4 「契約書に用いる使用印鑑届」
- ・ 様式1-5 「誓約書」
- ・ 様式1-6 「構成表」
- ・ 様式1-7 「企業概要」
- ・ 様式1-8 「各役割の責任者業務実績表」
- ・ 様式1-9 「業務実績報告書」
- ・ 様式1-10 「業務実施体制」
- ・ 様式1-11 「参加資格調書」
- ・ 様式1-12 「支店・営業所一覧」
- ・ 様式1-13 「役員等一覧」
- ・ その他（国税の納税証明書その3の3写し、県税の納税証明書の写し、法人の市区町村民税の完納証明書の写し（直近1か年分）、過去5年以内（令和2年4月1日以降）に国または地方公共団体からリース事業を受託し、公共施設においてLED照明設備へ更新完了の実績があることを証明する書類（契約書及び仕様書等の写し）、法人の登記簿謄本（原本）、財務諸表（直近1か年分））

エ 提出方法：提出期限までに持参又は郵送すること。

① 持参の場合

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く日の、9時から17時までの間とする。

② 郵送の場合

受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着とする。

なお、新富町は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(6) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、参加申込書を提出した全員に令和8年2月9日（月）までに書面により通知するとともに、資格審査を通過した者には、提案書提出要請書を送付する。なお、審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

また第三者からの審査結果に関する問い合わせについても一切受け付けない。

(7) 提案書の提出期限等について

ア 提出場所：新富町教育委員会 教育総務課

イ 提出期限：令和8年3月2日（月）12時まで

ウ 提出書類

- ・ 様式3－1 「提案書」
- ・ 様式3－2 「提案総括表（提案の概要）」
- ・ 様式3－3 「提案総括表（事業収支）」
- ・ 様式3－4 「施工計画及び廃棄計画書」
- ・ 様式3－5 「事業効果提案書」
- ・ 様式3－6 「使用機器提案書」
- ・ 様式3－7 「維持管理に関する提案書」
- ・ 様式3－8 「契約終了後の対応」
- ・ 様式3－9 「町内事業者の活用」
- ・ 様式3－10 「自由提案書（任意）」
- ・ 様式3－11～16 「見積書」

エ 提出方法：提出期限までに持参又は郵送すること。

① 持参の場合

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く日の、9時から17時までの間とする。

② 郵送の場合

受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着とする。

なお、新富町は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(8) ヒアリングの実施

ア 実施日及び場所

令和8年3月6日（金）に新富町役場又は周辺公共施設で実施する。

※時間や場所の詳細については、提案書提出要請書とともに通知する。

イ 出席できる者

自社の社員3名以内とする。これ以外の者で、1名のみ機器操作者の出席を認めるが、発言はできないものとする。

ウ ヒアリングの方法

- ・プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とし、その他に質疑応答を15分程度設定する。
- 参加者は提出した提案書に沿って説明を行うこと。なお、追加資料やパネルなどの持ち込みは禁止する。
- 会場には、プロジェクター及びスクリーンは準備するが、パソコン、その他の機材等は各社で準備すること。
- ヒアリングについては非公開とする。

(9) 審査結果の通知

審査の結果は、提案書を提出した全員に令和8年3月12日（木）に通知する。

なお、審査結果に対する全ての問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

1.0 提案書の内容

別添仕様書を参考のうえ、以下の内容で作成すること。

(1) 事業の実施内容

ア 実施方針

部屋ごとの利用状況等を踏まえた省エネの工夫に対する基本的な考え方を記載すること。

イ 設備概要

導入予定の照明設備の消費電力について記載すること。

ウ 事業効果

LED更新後の各施設の電気料金・CO₂の削減見込みを提出すること。（任意様式）

ただし、照明の使用時間を以下のとおり想定して算出すること。

・執務室 10時間／日

・階段、通路、便所等 3時間／日

・倉庫、物置等 1時間／日

エ 実施体制

代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担、故障、緊急時の対応体制等を記載すること。

オ 総リース料

次の条件により、リース期間を5年間としたときの各施設のLED照明設置に伴う工事費（消費税込み）及びリース料金（月額及び総額、消費税込み）を記載すること。

・期間中のリース料は一定とすること。

・リース期間満了後は、無償譲渡とすること。

(2) 事業実施スケジュール

ア 導入スケジュール

イ 機器の保証期間（故障等の際に無償交換に応じる期間）

(3) 過去の類似業務実績

発注機関、対象施設の区分（学校、庁舎、街灯等）、事業規模（○棟、○灯 等）

手続き等の日程一覧

内 容	日 時
公告	令和8年1月9日（金）
現地説明会	令和8年1月14日（水）～1月15日（木）
質問の受付	令和8年1月19日（月）～1月20日（火）17時まで
質問の回答（FAXにより回答）	令和8年1月23日（金）17時まで
参加申込書の提出受付締め切り	令和8年1月27日（火）17時まで
資格審査通過者通知及び提案書要請	令和8年2月9日（月）
提案書の提出受付開始	令和8年2月10日（火）
提案書の提出受付締め切り	令和8年3月2日（月）12時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年3月6日（金）
審査結果通知	令和8年3月12日（木）予定
契約締結	令和8年3月下旬

1.1 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約の保証

別紙「契約の保証について」を参照し選択すること。

(3) 貸借料の支払方法

賃借料の支払いは、月払いとし、受注者から支払請求書を受理した日から30日以内に支払うこととする。なお、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、初回に精算するものとする。

(4) プロポーザル参加に伴う費用

参加申込書及び提案書の作成・提出及びヒアリング等プロポーザルにかかる費用の全ては、参加申込者及び提案書提出者の負担とする。また、提出された書類等は返却しないものとする。

(5) その他の注意事項

ア 提案書作成のために新富町から受領した資料は、許可なく公表及び他の目的に使用することはできない。

イ 今回のプロポーザル方式による選定への参加者において、提出された書類を雑誌、広報紙、その他一般の閲覧に供する場合は、新富町長の承諾を得ること。

(6) 仕様書に定めのない提案項目

プレゼンテーションにて提案された仕様書に定めのない項目（自由提案）についても受託業務の範囲とし、当該項目も含めて契約を締結するものとする。